

「建築基準法改定」に関する緊急要望

2007年11月7日

大阪府中小企業家同友会

代表理事 岡本利雄

代表理事 堂上勝己

代表理事 畑野吉雄

政策部長 藤川昌男

〒540-0011

大阪府中央区農人橋2-1-30谷町八木ビル4F

TEL 06-6944-1251

FAX 06-6941-8352

<http://www.osaka.doyu.jp>

【はじめに】

私たち大阪府中小企業家同友会（以下「大阪同友会」、会員数 2,800 名）は、昭和 33 年設立以来、自助努力による経営の安定・発展と、中小企業をとりまく経営環境の改善に努めてまいりました。同友会は全都道府県に組織されており、現在、39,320 名の会員で構成されている、中小企業経営者の団体です。

さて、本年 6 月 20 日に施行された改定建築基準法が大きな波紋を投げかけています。確認申請業務の大幅な遅れが、建設業界での資金繰りや維持経費に多大な負担となりつつあります。この間、建設業の会員企業からは、「改正の影響で、工事の受注ができない。受注できても確認の審査が下りない」「このままでは、建設業は存亡の危機にある」という声が寄せられました。

そこで当会では緊急アンケート（10 月 5 日～10 月 19 日）を実施し、182 社（建設業 52 社、建設業以外 130 社）より回答を得、建設業では「現在、影響を受けている」が 2 社に 1 社（54%）、また「これから危惧される影響」について「あり」が 4 社に 1 社（26%）という結果が出ました。

また、建築確認遅延による影響は建設業だけではないことがはっきりしてきました。建設業以外の会員企業の回答をみると、「何か影響がでている」5 社に 1 社（18%）、「これから危惧される影響があるか」では 22%と増加傾向にあります。また「今は影響がない」は 42%ですが、「今後危惧される影響はない」では 21%に減少しており、建設業以外にも今後影響が出るという不安感が増大していることがわかります。

（アンケート結果詳細は別紙資料ご参照）

今回の法改定は、「官から民へ」という政府方針に従い、また、「耐震偽装事件」が起こったこともあり、急きょ行われました。国の所轄官庁において、今回の事態が予想されたにも関わらず施行されたことは、遺憾としか言いようがありません。特に、大阪においては建設業の倒産比率が全国的にも高い中で、原材料高騰も加わり、大阪経済全体の景気をさらに悪化させることは間違いないところです。

以上のことから、当会では緊急アンケートに基づき以下の緊急要望項目をまとめました。関係当局の早急な対応をお願いするものです。

【要望項目】

- (1) 今回の法改正における影響を地域ごと、関連業界ごとに、広く実態調査を行ってください。また、何時混乱が収束するか、見通しを公表してください。
- (2) 建築基準法に関連して、以下を行ってください。
 - 1) 確認申請の審査期限を厳守すること
審査期間は 21 日間を厳守し、プリアチェックはプラス 14 日間以内とすること。また複雑な場合は 35 日間プラスになりますが、特別なものを除き、これを適用しないでください。
 - 2) 上記の厳守ができない場合、当面、プリアチェックの実施を延期してください。
 - 3) プリアチェックの対象物件を減らすこと
プリアチェックの必要な物件の対象が多すぎます。確認審査期間でのチェックで十分役割を果たしていますので、対象物件を減らしてください。
または、申請者に選択をさせる等、建物の用途と規模により該当物件を厳選して

ください。

4) 既存床面積の1/2以上の増築を可能にすること

企業では、工場や店舗など多くの場合、既存建築を増築する機会が数多くあります。しかし今回の法改定により、事実上改修できない物件が数多く生まれています。耐震改修しなければ増築できないのでは、事業拡大が不可能になります。既存床面積の1/2以上の増築を可能にしてください。

5) 確認申請手数料の二重取りをしないこと

確認申請中の変更手直しなどは、よほど悪質なものでない限りは、この申請を破棄せず、訂正にて審査を進めるようにしてください。

6) 現場の工事工程を尊重した変更申請業務にすること

工事進行中に予期せぬ事態により、図面の変更を迫られる場合も、この申請を破棄すること無く、変更申請などで、現場の工程上に著しく遅滞しないよう配慮するようにしてください。

(3) 運転資金（つなぎ融資）に関して、行政として早急に対応してください。

1) セーフティーネット貸し付けの適用の拡大

2) 既往債務の返済条件緩和等の対応

(4) 関係部局の人員を増やし、特別体制で処理にあってください。

(5) 行政において特別窓口を設け、適切な対応を至急行ってください。

以上